

事務連絡  
令和5年3月13日

各都道府県 建築行政主務課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

### ピロティに係る建築基準法上の床面積の取扱いについて

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

「令和4年の地方分権改革に関する提案募集」において、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向けて、沿道建築物の1階部分において、賑わい空間の創出に資するピロティの設置を促進するため、当該ピロティに係る建築基準法上の床面積の取扱いを明確化するよう提案がなされたところです。

当該提案を踏まえ、令和4年12月20日に「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたことから、ピロティに係る建築基準法上の床面積の取扱いについて、下記のとおり連絡しますので、判断にあたっての参考としてください。

貴課におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願ひいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

#### 記

建築物の床面積の算定にあたり、十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないピロティについては、床面積に算入しないものとする。

なお、ピロティが屋内的用途に供するか否かについては、想定される使用状況など、個々の計画内容に応じて適切に判断すること。

以上